

事業主のみなさまへ

医療保険の マイナンバー（個人番号）対応を お願いします



マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始され、今後、健康保険組合では各種手続きにおいてマイナンバーを利用して事務を行うこととなります。

これに伴い、当組合では、事業主の方から平成28年12月に被保険者と被扶養者（被保険者等）のマイナンバーを一括して当組合に届出いただき、平成29年1月からは、各種届書にマイナンバーの記入をお願いする予定としております。（詳細は11月頃に別途通知します）

つきましては、その準備として、被保険者等のマイナンバーの取得をお願いします。

1 なぜ、事業主がマイナンバーを取得する必要があるのですか？事業主がマイナンバーを扱っていいのですか？

マイナンバーは、番号法で規定された行政事務において利用されることになっており、医療保険も対象となっています。今後、厚生労働省関係省令改正により、各種手続きで従業員やご家族など被保険者等のマイナンバーが必要となります。

事業主は、従業員やご家族などのマイナンバーが書かれた書面の提出等の事務を行うため、その事務の範囲内でマイナンバーを取り扱うことができます。マイナンバーはプライバシーなどの関係で取り扱うことができる方は、制度上、各種手続きを行う者（健康保険組合などの「個人番号利用事務実施者」）や、これらの手続きを取次ぐ者（事業主や金融機関などの「個人番号関係事務実施者」）に限定されています。

2 マイナンバーは医療保険以外に使いますか？

事業主の方は、法令に基づいて、従業員等の方々のマイナンバーを健康保険に関連する事務以外に、年金や雇用保険、労災保険等の各種社会保険や年末調整等の税の事務にも利用することができます。

※番号法別表第一に基づく主務省令（平成26年内閣府総務省令第5号）

マイナンバーは制度上、個人情報の中でも特殊なものとして位置付けられていますので、従業員等の方々から最初にマイナンバーの提示を受ける際に、利用する事務などを全て具体的に示すことで、それぞれの事務に利用することができます。

（5「マイナンバーを取り扱う上での注意事項」をご覧ください）

3

どのようにマイナンバーを取得し、提出しますか？

■マイナンバーの取得と提出

マイナンバーを取得する対象は、**平成29年1月1日時点で当組合に加入している被保険者及び被扶養者**が予定されています。

平成29年1月1日以降の新規加入者は、個人番号欄がある新様式を用いてマイナンバーを届出いただくことになります。

なお、既に資格のある被保険者等については、平成28年12月に一括してマイナンバーを届出いただく予定としておりますが、提出方法等の詳細につきましては、別途お知らせします。

〔当組合では、平成29年1月末日までに、被保険者等のマイナンバーを取得し登録しておく必要があります。〕

■マイナンバー取得時の本人確認

事業主の方がマイナンバーを取得する際は、原則として「番号確認」と「身元確認」（「本人確認措置」という）が必要になります。番号確認のため、通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の提示（郵送の場合は写し）を受けてください。

※雇用関係等で明らかに本人であることが担保できると認める場合は、身元確認は必要ありません。被扶養者についての身元確認は、被保険者が実施しているという観点で行う必要はありません。

※本人確認の書類（通知カードの写しや住民票の写し等）は、当組合に提出する必要はありません。

■被保険者への依頼について

マイナンバーは、平成27年10月以降、国民一人ひとりに郵送された「通知カード」に記載されています。被保険者にマイナンバーの提供を依頼する際は、通知カードを見て記載するよう依頼してください。

なお、通知カードのほか個人番号カードも希望により交付を受けることができ、このカードにもマイナンバーが記載されます。また、住民票も希望によりマイナンバーが記載されます。

※被保険者証にはマイナンバーは記載されません

通知カードのイメージ

個人番号 ○○○…○○○

生年月日 ○年□月△日

性別 女

氏 名 番号花子

住 所 △県○市□町1-1-1

4 マイナンバーは、いつから使用しますか？

健康保険法施行規則などの厚生労働省関係省令について、各種申請書・届出書等の様式や申請事項等にマイナンバーを追加するなどの改正を行う予定です。これにより、資格管理、給付金等の各種申請・届出等の様式が改正され、マイナンバーが必要記載事項になります。

平成29年1月以降、当組合に各種届出を提出して頂く際に、被保険者等のマイナンバーの記入をお願いします。

マイナンバーの記載を追加する様式の一例

- 被保険者資格取得届
- 被扶養者異動届（認定時）
- その他届書や給付金の申請書は検討中ですので、別途お知らせいたします。

5 マイナンバーを取り扱う上での注意事項

マイナンバーをその内容に含む個人情報は「特定個人情報」とされ、個人情報保護法が適用になります。事業主がマイナンバーを取得するにあたっては、利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。

マイナンバーを取得する時には、健康保険に関する個人番号関係事務において利用することを明示してください。マイナンバーは、健康保険のほか、法令に基づき、給与所得の源泉徴収票、支払調書、厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類にも記載が必要になるものです。特定の事務のために提供を受けたマイナンバーを、他の事務に利用することが想定される場合は、あらかじめ複数の利用目的を包括的に明示して取得、利用してください。

マイナンバーは、本人の同意があっても法定された場合以外に使用、提供することが禁止されているなど、個人情報よりも厳格な取扱いが必要な「特定個人情報」となります。また、漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置を実施する必要があります。

特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に従って、適正な取扱いを行ってください。

6 マイナンバー制度とは？

- 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。
- マイナンバー制度の導入により、健康保険組合は、①マイナンバーが記載された申請書・届出書等の提出を受けて、被保険者等のマイナンバーを取得し、②情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会・情報提供（情報連携）を行います。これにより、その対象となる手続で添付書類の省略ができるようになります。

7 詳しい情報はどこで入手できますか？

- 社会保障分野へのマイナンバー制度導入に関する事業者向けリーフレットと説明資料は、厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>
- マイナンバー制度については、内閣官房
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
※「事業者向けマイナンバー広報資料」をご参照ください
- 特定個人情報の取り扱い等については、特定個人情報保護委員会
<http://www.ppc.go.jp/index.html>
※「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」をご参照ください

問い合わせ先

観光産業健康保険組合・業務課
TEL 03-3662-3102

